

# ○匝瑛市ほか二町環境衛生組合公告式規則

昭和44年3月24日  
規則第2号

改正 平成18年1月23日規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第16条第5項に規定する管理者の定める公表を要する規程以外の告示(以下「告示」という。)の公示について必要な事項を定めるものとする。

(告示の公示)

**第2条** 告示を公示しようとするときは、前文、公示の年月日及び管理者名を記入して、管理者印を押さなければならない。

2 前項の告示は、匝瑛市役所前掲示場に掲示して公示する。

(施行期日)

**第3条** 告示は、告示に特別の定めがあるものを除くほか、公示の日から施行する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成18年1月23日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。